

第 5 5 回滋賀県景観審議会議事概要

日時：

平成20年10月9日（木曜日） 午後 2 時～ 5 時

場所：

滋賀県農業教育情報センター 3 階会議室（大津市松本 1 丁目 2-20）

議題：

- （ 1 ）屋外広告物の設置にかかる許可について（諮問）
- （ 2 ）滋賀県屋外広告物条例第 5 条および第 6 条に基づく地域の指定の変更
ならびに第 1 2 条第 1 項に基づく施行規則で定める許可基準の変更について（諮問）

出席者：

山崎委員（会長）、小浦委員、古賀委員、谷委員、中野委員、濱崎委員、
福山委員、藤田委員、藤本委員、増田委員、村上委員、山本委員

委員 1 5 名中 1 2 名出席

主な意見要旨：

議題 1 . 屋外広告物の設置にかかる許可について

今回は例外的なケースとして許可するならば、県が事業者と重ねてきた協議の経緯および結果、事業者による景観への配慮の内容等について答申文に明確に記載しなければならない。

当該商業施設の建築される区域が市街化区域に編入され、屋外広告物条例の許可地域として扱われるようになってからも、事業者が現在と同様の景観配慮を継続するよう覚え書き等を交わすことを求める。

昼間における景観への配慮と同様に、夜間における景観も意識し、光源および光量等について工夫をするよう事業者に指導して欲しい。

今後は景観への影響を的確に判断するために、人の視線から実際にどう見えるかが分かる資料および中景・遠景の視点場からの見え方が分かる資料を準備するよう努めて欲しい。

議題 2 . 滋賀県屋外広告物条例第 5 条および第 6 条に基づく地域の指定の変更 ならびに第 1 2 条第 1 項に基づく施行規則で定める許可基準の変更について

【琵琶湖周辺の新基準全般について】

琵琶湖周辺における屋外広告物の基準が現行の基準よりも厳しくなるということを住民にも明確に分かりやすく知らせる必要がある。

同一広告主が近傍地に案内図板を多数出すことに対する規制は必要であるが、明確な数値基準を設定するのは難しいのではないかな？

複数の屋外広告物がひとつにまとめて掲出されると広告物の氾濫を防止し、景観への影響を少なくすることになるので、集約化を誘導できる基準や仕組みを考えて欲しい。

自家用壁面広告物の面積基準が、壁面の 1 / 4 とするのは緩いように思うので、もう少し厳しい基準を設けてもよいのではないかな。

非自家用案内野立広告物の高さ基準は 4 . 5m としているが、自家用野立広告物の高さ基準は 10m としている。自家用野立広告物に対してももう少し厳しい基準を設けてもよいのではないかな。

自家用野立広告物は高さ規制があるものの、面積の基準が設けられていない。横長で大型の野立広告物を防ぐために、面積の基準を設定することを検討してはどうか。

新しい基準を精査し、抜け穴のないようにして欲しい。

【その他】

屋外広告物にはさまざまな光源が使用されている。色彩やデザインの規制は次年度以降の課題としても構わないが、光に関する基準は早期に検討して欲しい。

屋外広告物に該当しないものであっても、強い光源で人の目を引きつける状態のものがある。こうした光についての規制手法も検討して欲しい。

壁面広告物の場合、コーポレートカラーを使っている部分は全て広告物として扱う方が良い。

広告旗についても効果的な規制を検討して欲しい。